

東日本大震災で発生した災害廃棄物（がれき）の広域処理に係る 京都府の対応について

京都府文化環境部

東日本大震災において、大規模な津波により膨大な災害廃棄物が大量に発生し、その迅速な処理が、復旧復興に向けての喫緊の課題となっています。

被災地では仮設焼却炉を設置するなど、全力を挙げて処理が進められておりますが、処理能力や最終処分場が大幅に不足している状況にあることに鑑み、内閣総理大臣及び環境大臣から、本府を含む被災団体以外の地方公共団体に対して、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づき、広域的な協力の要請が行われているところです。

こうした状況の中で、京都府をはじめ府内市町村でも災害廃棄物の広域処理に対する様々な動きが出てきておりますので、この間の状況を報告します。

1 これまでの府内の主な動き

○市町村の検討状況（4/18現在）

- ・受入れについて前向きに検討している市町村

5市町（京都市、舞鶴市、京丹波町（最終処分場としての対応）、宮津市、福知山市）

京都市は、安全を確認するための専門家委員会を立ち上げ検討の予定

○府・市町村議会の状況（4/18現在）

- ・災害廃棄物の受入れに関する決議

5議会（京都府議会、京都市議会、舞鶴市議会、京田辺市議会、京丹波町議会）

○知事による現地視察及び住民との意見交換等

3月28日 京丹波町内の㈱京都環境保全公社瑞穂環境保全センター（最終処分場）を視察。住民（保全センター監視委員会委員）と意見交換

3月31日 京都駅前において、環境大臣とともに「みんなの力でがれき処理プロジェクト街頭キャンペーン」に参加

4月4日 舞鶴市を視察（焼却施設及び最終処分場）、住民と意見交換

4月17日 知事から舞鶴市長あて災害廃棄物の広域処理に係る協力要請文発出

2 国の協力要請に対する京都府の回答

去る3月16日付通知により、内閣総理大臣及び環境大臣から広域的な協力要請があり、4月6日付で環境大臣あてに以下の考え方を回答。

<4月6日付け回答骨子>

○ 京都府受入に対する考え方

本府は、自ら処理施設を持たないため、実際の処理については市町村等の協力が必要となるが、府としては、「関西広域連合における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する考え方」に基づき、市町村等の協力のもと、試験焼却により安全性を実証し、住民の理解を得て受け入れていく。

○ 国への要請事項

- ① 災害廃棄物の広域処理について、国民の不安を払拭しながら、自治体やその住民が安心して受け入れられる環境整備を、国の責任において行うこと。
- ② 大阪湾フェニックスにおける最終処分についての個別評価を早急に行うこと。
- ③ 風評被害が生じないよう国として万全の対策を講じるとともに、風評被害が発生した場合は、国が責任をもって対応すること。
- ④ 関西広域連合が設定した安全基準を上回る焼却灰等が生じた場合は、国が責任を持って対応すること。

<参 考>

■ 災害廃棄物の受け入れ対象、基準等

<受け入れ対象と期間>

- ・国のマスタープランでは平成26年3月までにがれき処理を完了するとしている。
- ・対象がれきは、岩手、宮城県の自県処理能力を超える約400万 t（全体の約20%）分（福島県分は対象外。）

<安全性の確保>

- ・岩手・宮城両県の広域処理の対象となるのは、放射性セシウム濃度が不検出又は低い沿岸部の安全性が確認されたものに限る。
- ・受け入れ基準については、関西広域連合で一般食品基準と同値の国より厳しい基準を定め、それに則して受け入れ。注
- ・この基準を担保するため、搬出から最終焼却、埋め立てまでの各段階できめ細かく放射線量等を測定。安全性に問題ありの場合は、被災地に返却。

注

「関西広域連合における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する考え方」での受入基準

項 目		放射性物質濃度（目安値）	
		国	関西広域連合
受け入れる廃棄物	ストーカ炉の場合	240 Bq/kg以下	100 Bq/kg以下
	流動床炉	480 Bq/kg以下	
陸域で埋め立てる焼却灰等		8,000 Bq/kg以下	2,000 Bq/kg以下

東京都をはじめとして、
災害廃棄物の受け入れは
すでに開始されています。
東北の1日も早い復興のために、
全国の自治体と住民の皆さまの
ご理解とご協力を
よろしくお願いいたします。

東北の1日も早い復興のために

環境省からのお知らせ

津波被害による 岩手県・宮城県の 災害廃棄物の 受け入れについて



平成24年2月1日 第3版発行



災害廃棄物ってどんなゴミ？ どうして被災地で処理できないの？

災害廃棄物とは、地震や津波などの被害で発生した廃棄物のこと。岩手県と宮城県では、大量に発生し、大きな問題になっています。

東日本大震災の津波で被害に遭って倒壊した家屋や海水を被った家財等の災害廃棄物が大量に発生し、その処理を急いでいます。



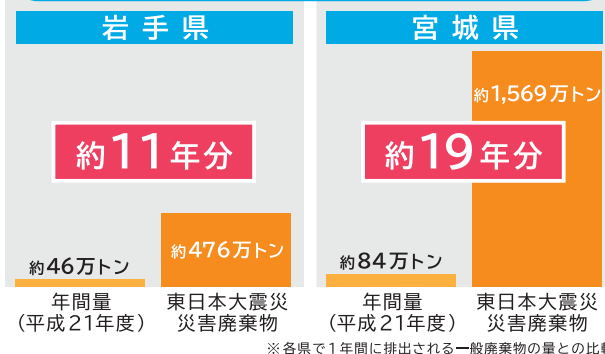
津波による 災害廃棄物の 種類



被災地での処理施設の不足で、処理しきれない災害廃棄物。その受け入れにご理解とご協力をお願いしています。

岩手・宮城の両県では、全力で災害廃棄物の処理を行っていますが、処理施設の不足で思うように進んでいません。その量は岩手県で通常の約11年分、宮城県で通常の約19年分にも達しています。被災地の1日も早い復興に向けて、災害廃棄物の早急な処理は不可欠です。そこで、廃棄物の処理施設に余力のある全国の各自治体と住民の皆さまのご協力をいただき、災害廃棄物の処理を行っていただく**広域処理**をお願いしています。

膨大な量の災害廃棄物が発生



Q

被災地の1日も早い復旧・復興のために、どんなことをしたらいいのですか？

A

災害廃棄物の迅速な撤去・処理によって、被災地の早期復旧・復興が実現できます。

被災地では、災害廃棄物を一時的な置場である「仮置場」に移動しています。しかし、仮置場をさらに確保することは地形的に難しく、現在では災害廃棄物が山積みされ、火災の危険性も高まっています。被災地では仮設焼却炉を設置するなどして処理に取り組んでいますが、それだけではとても処理しきれず日本全体で災害廃棄物の処理に協力することで、復旧・復興を進めることが不可欠です。



仙台市若林区
平成23年3月13日

同地点
平成23年5月24日

Q

そもそも、広域処理ってなんですか？

A

被災地を支援し、災害廃棄物を全国で処理していただくことです。

全国の廃棄物処理施設で、被災地で処理しきれない災害廃棄物を処理していただくことを広域処理といいます。

MEMO

広域処理は、これまでも被災地復興の大きな力になっています。

阪神・淡路大震災の際には、兵庫県で発生した可燃性の災害廃棄物のうち約14%が県外で焼却され、埋め立てられました。また、新潟県中越沖地震で発生した数十トンの災害廃棄物が川崎市によって処分されています。

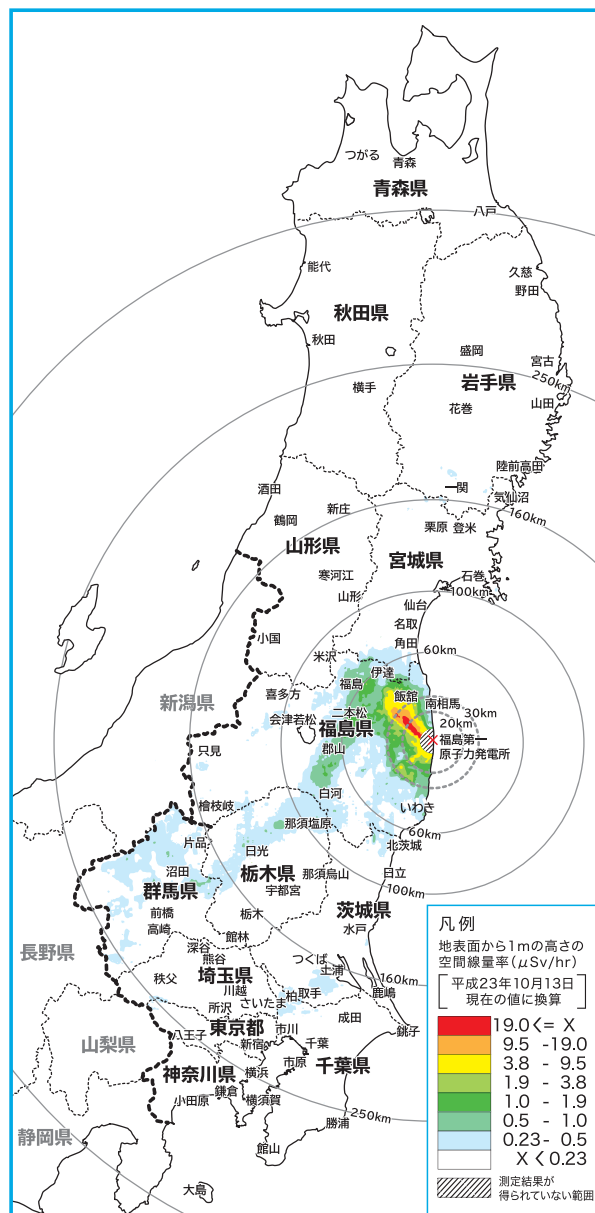


災害廃棄物って安全なの？



広域処理をお願いする災害廃棄物は放射性セシウム濃度が不検出または低く、岩手県と宮城県の沿岸部の安全性が確認されたものに限ります。

東北・関東地方の空間放射線量マップ



広域処理のご協力をお願いする岩手県と宮城県の沿岸部の災害廃棄物は、処理の過程で健康に影響を及ぼさないという安全性が確認されたものだけが対象となっています。また、災害廃棄物の受け入れについては、被災市町村から受入市町村に、事前に通知することになっています。

岩手県及び宮城県沿岸部の空間放射線量は高くありません。

空間放射線量(地上1mでの測定結果)

県名	市区町村名	空間線量率 単位:マイクロシーベルト/時間	
東北沿岸部	岩手県	久慈市 0.06 野田村 0.06 宮古市 0.10 陸前高田市 0.05	
	宮城県	気仙沼市 0.10 石巻市 0.09 名取市 0.08	
	関東圏	茨城県	水戸市 0.09
		栃木県	宇都宮市 0.11
群馬県	前橋市 0.09		
埼玉県	さいたま市 0.05		
東京都	新宿区 0.07		

関東圏: 文部科学省HP 放射線モニタリング情報(平成23年11月30日計測結果)
 岩手県: 岩手県HP 地表付近の放射線量率の測定結果
 宮古市、陸前高田市: 平成23年11月4日~11日計測結果
 久慈市、野田村: 平成23年11月2日~11日計測結果
 宮城県: 宮城県放射能情報サイトHP(平成23年11月30日計測結果)

Q

安全の基準はどのように設定されていますか？

A

可燃物の場合は、放射性セシウムの濃度が240~480ベクレル/kg以下のものが広域処理の対象の目安となります。

可燃物を焼却すると、焼却灰に放射性セシウムが濃縮されます。濃縮率は焼却炉により異なりますが、最も厳しい条件で評価しても、この焼却灰を埋立処分した後の処分場周辺にお住まいの住民への影響は年間0.01ミリシーベルト以下となり、人の健康に対する影響は無視できます。



廃棄物

240~480ベクレル/kg以下



埋立処分後

災害廃棄物を焼却し、埋立処分した後の放射線量
0.01ミリシーベルト/年以下

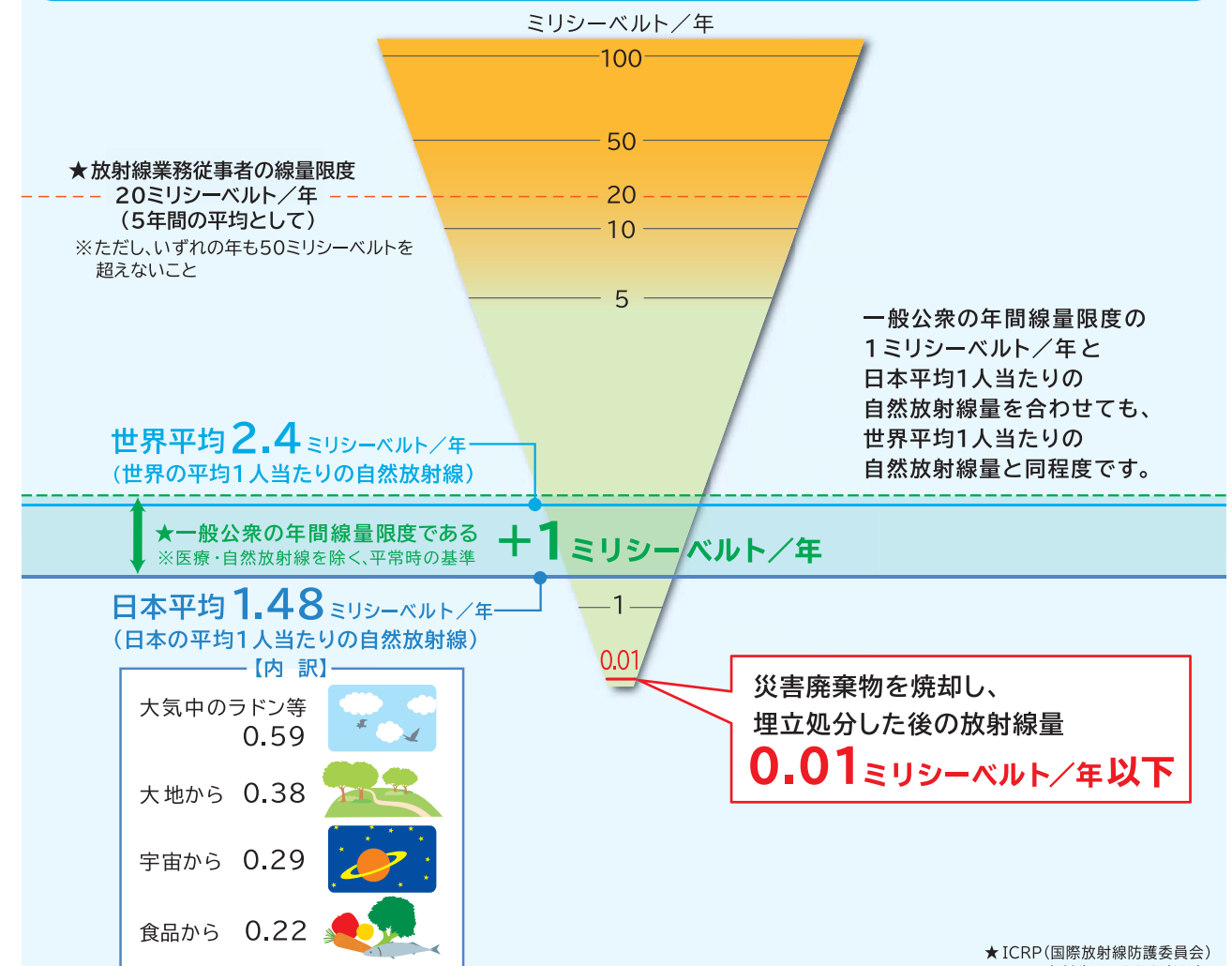
※可燃物の放射性セシウム濃度が240~480ベクレル/kg以下の場合、焼却灰の放射性セシウム濃度は8,000ベクレル/kgを下回り、周辺住民はもとより、最も影響を受けやすい埋立ての作業員であっても、一般公衆の年間線量限度である1ミリシーベルトを下回ります。

災害廃棄物の放射性セシウム濃度

単位:ベクレル/kg

岩手県	久慈市	不検出
	野田村	不検出
	宮古市	69
	陸前高田市	104
宮城県	気仙沼市	107
	石巻市	101
	名取市	170

放射線量基準値



★ICRP(国際放射線防護委員会) 2007年勧告に示された考え方

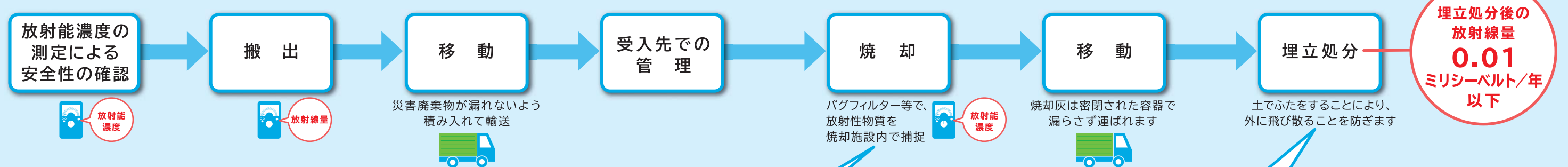
人体に放射線を受けた時の影響を表す単位をシーベルト(Sv)、放射性物質が放射線を出す能力(放射能)を表す単位をベクレル(Bq)といいます。

災害廃棄物って、 どうやって処理するの？



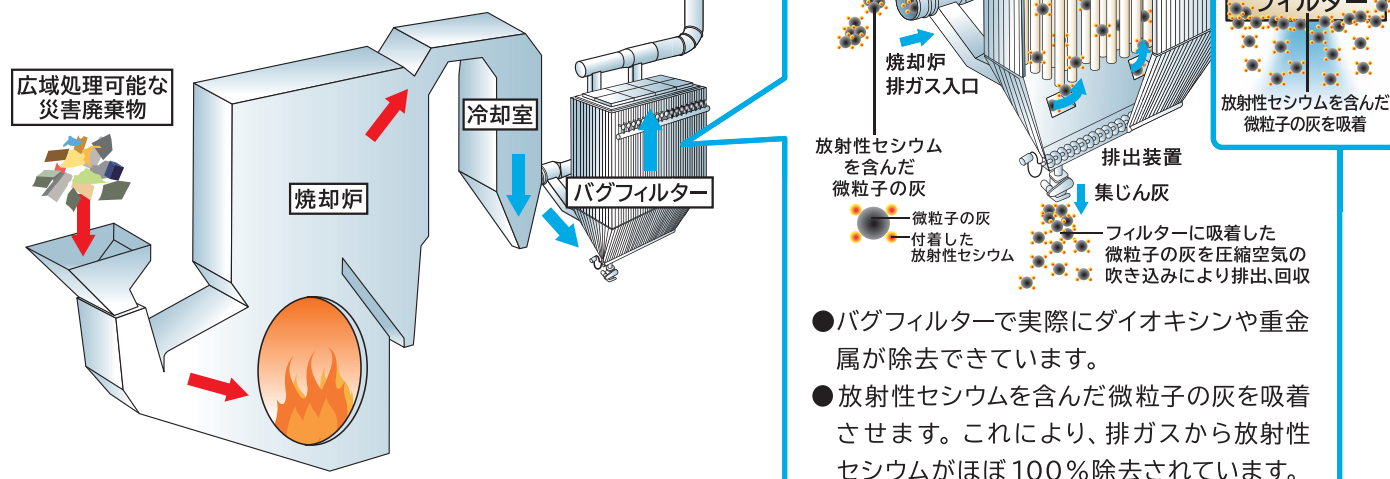
災害廃棄物の処理は、徹底的な安全管理のもとで実施されます。

放射能濃度を測定し安全性を確認するとともに、モニタリングを実施します。



焼却するには高性能排ガス処理装置で放射性物質の大気中への放出を防ぎます。

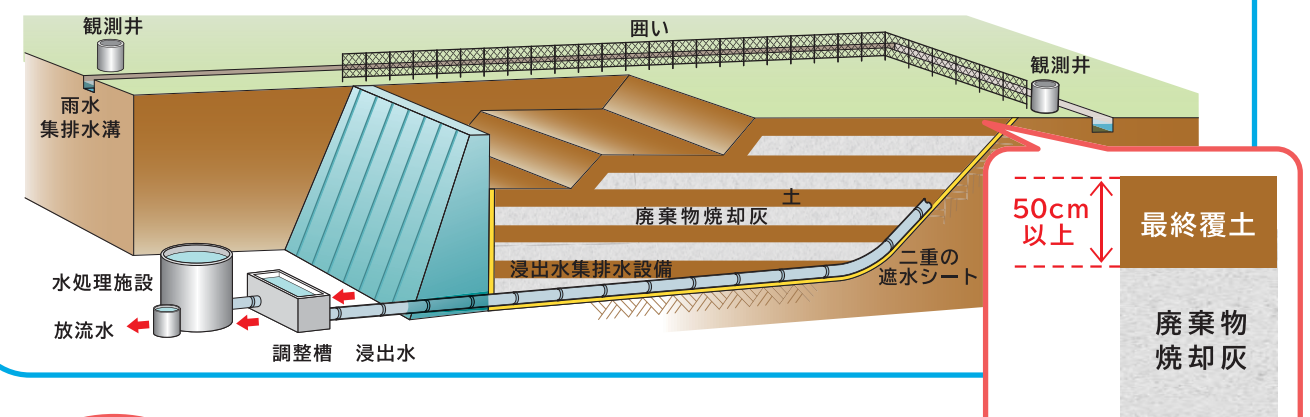
ダイオキシン対策等のため、焼却施設には、排ガス中の微粒子の灰を除去する高性能の排ガス処理装置(バグフィルター等)が備わっています。焼却後の排ガスが冷却室で冷やされると、放射性セシウムは微粒子の灰に移行するので、排ガス処理装置でほぼ100%除去でき、大気中への放射性セシウムの放出を防ぎます。



- バグフィルターで実際にダイオキシンや重金属が除去できています。
- 放射性セシウムを含んだ微粒子の灰を吸着させます。これにより、排ガスから放射性セシウムがほぼ100%除去されています。

焼却灰は処分施設に埋め立てられ、土で覆われます。

通常的生活ごみと同様に、焼却灰は一般廃棄物最終処分場(管理型処分場)で埋立処分されます。放射線量は、一般公衆の年間線量限度である1ミリシーベルトを下回り、作業者であっても安全であり、処分場周辺ではさらに安全なレベルです。また、飛散防止のため覆土などを行い、焼却灰が外に出ることを防ぎます。※埋立方法等については、国際原子力機関(IAEA)ミッション(平成23年10月)、原子力安全委員会及び放射線審議会より適当であることが認められており、廃棄物処理法を遵守して処分します。



Q 放射線の影響はないのですか？

A 処分施設の上を50cm以上の土で覆うことで、放射線を十分遮へいすることができます。埋め立て終了後は、処分場の上を50cm以上の土で覆います。それにより、99.8%の放射線を遮へいでき、周辺住民への健康に対する影響を無視できるレベル(年間0.01ミリシーベルト以下)に抑えられます。